

津警察署協議会議事録

令和6年度第3回津警察署協議会	
日 時 場 所	令和6年11月27日（水）午後1時15分～午後2時 津警察署1階会議室
出 席 者	1 警察署協議会 12名 秋山さなみ委員、上出善子委員、大川将寿委員、 小黒敏克委員、加瀬由美子委員、関井英志委員、 竹尾久美子委員、寺田実智子委員、中村徹委員、 野田恵子委員、降旗道男委員、前田重憲委員 2 警察署 12名 署長、副署長、副参事（会計課長）、事件指導官、 警務官（警務課長）、留置管理課長、 調査官（生活安全課長）、調査官（地域課長）、 刑事第二課長、調査官（交通第一課長）、 交通第二課長、調査官（警備課長）
傍聴者数	なし
公開・非公開の別	公開
議 事 概 要	
1 警察署長挨拶 2 警察署協議会会長挨拶 3 治安情勢（事件指導官、各課長） (1) 犯罪情勢 ○ 刑法犯 ○ 詐欺（特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺） ○ DV、ストーカー事案 ○ 暴力団犯罪 ○ 薬物犯罪 (2) 交通事故発生状況 4 協議内容 (1) 道路改良及び交通規制について ＜委員＞ 道路上における子供の安全を確保するためには、子供と車両を分離する取組が必要であると考えている。 これを機に、通学路の設定や交通規制を増やす方向での見直しなどを検討していただきたい。 【署長】 道路の改良は道路管理者が主体であるが、警察も連携して対策を講じる必要があると考えている。 交通規制は一般的に市を通じて警察に要望していただいており、要望があれば、その都度、検討している。 (2) DV、ストーカー事案の対応について ＜委員＞ 検挙に至らないDV、ストーカー事案は、どのように対応しているのか教えていただきたい。 【生活安全課長】 被害者等を安全な場所に避難させるとともに、必	

要な助言指導を行うなど、保護対策を図っている。その後も被害者と定期的に連絡をとるなどして現状把握に努めるとともに必要な支援を行っている。

なお、被害者等が管轄外に転居等した場合は、住所地を管轄する警察署に事案を引き継いでいる。再被害の恐れが認められなくなった場合は、被害者の意向を踏まえた上で一時解除を検討している。

(3) SNS型投資・ロマンス詐欺の検挙状況

＜委員＞ 津警察署では、SNS型投資・ロマンス詐欺の検挙には至っていないとのことだが、全国での検挙事例はあるのか教えていただきたい。

【署長】 他の都道府県警察のほか、県内でも他の警察署で検挙事例がある。当署においても様々な情報を集約し、多角的に捜査を推進している。

(4) 重要犯罪の検挙事例について

＜委員＞ 本年度の刑法犯検挙件数のうち、重要犯罪の検挙事例を教えてください。

【事件指導官】 強盗及び不同意性交等の被疑者を検挙している。

(5) 闇バイトによる強盗等の対策について

＜委員＞ 都市部では、闇バイトによる強盗事件等が多発しているが、どのように対策すればいいのか教えていただきたい。

【生活安全課長】 防犯設備を活用することなどが有効であり、「今すぐできる住まいの防犯対策」を取りまとめたパンフレットを配付するなどして広報しているので、これらに掲載された対策を講じていただきたい。

警察としても、闇バイトに応募し、犯罪実行者グループに脅迫されている者やその家族等を認知した場合は、状況に応じて保護するなど、犯罪の実行に至らないように取り組んでいる。

5 警察署長謝辞

6 視察

(1) 三重県警察本部 110番センター

(2) 陸上自衛隊久居駐屯地

備 考	
-----	--